

節税レポート



平成 21年 10月号

発行日 2009.10.1

今月のテーマ @5,000円以下の飲食代

当事務所は、次のサービスを提供しております。

A 「法人の節税ポイント」約50頁を差し上げます。

B 「節税レポート」を毎月お送りします。

ご希望の方は 1 お名前 2 メールアドレス

3 ご希望のコース A、B、AとB をメールでお知らせ下さい。

現在、飲食代の内、1人当たり 5,000円以下の飲食代につきましては、交際費としなくとも良いことになっております。従来、会社によっては、お客さんと打合せ時、ビール 一本ぐらひは交際費には入れないとしていました。

お客さんと喫茶店で打合せした時の代金も、交際費と税務調査で指摘されることもありました。

国税局間で取扱にバラツキがあったのです。今回、金額により統一されましたので、多少すっきりしてきました。

しかし、具体的に自社のケースを当てはめた場合、迷うことも多くあります。そんな例を幾つかお話ししましょう。

問1 売上達成の飲み会を、部内で行いました。1人当たり 5,000円以下でした。交際費から外れますか？

答え 1人当たり 5,000円以下の規定は、得意先等を接待する場合の規定です。

社内の人達だけの飲み会の費用は、交際費となります。

(ただし、福利厚生費、会議費等に該当する場合は、交際費にはなりません)

問2 接待の相手が、親会社の役員等でもよいですか？

答え 接待の相手が親会社の役員等でも、社外の者になりますので、1人当たり 5,000円以下であれば、交際費にはなりません。

問3 飲食店等での飲食後、お土産を持たせました。このお土産代も含めて1人当たり 5,000円以下でした。お土産代は交際費になりますか？

答え お土産代も含めて、交際費になりません。

問4 飲食代が 一人当たり 6,000円となりました。一人当たり 5,000円を超える 1,000円が交際費となるのでしょうか？

答え 5,000円を超えた部分だけでなく、6,000円全体が交際費となります。

問5 お得意さんを接待しました。割烹 A店で飲食後、焼き鳥屋Bで2次会をやりました。

割烹 A、焼き鳥屋B での支払を合計して、1人当たり 5,000円以下かどうか 判断するのですか？

答え いいえ、割烹 A、焼き鳥屋Bごとに、1人当たり 5,000円以下か、どうか判断します。
したがって、割烹A か、焼き鳥屋B の一軒だけが、交際費となり、他は交際費とならないことも起こるのです。

同じ飲食店で二次会を行った場合には、領収書が2枚に分かれていても、一体の行為と見なされ、交際費となるでしょう。

問6 飲食代が一人当たり 5,250円(消費税込み)となりました。
交際費となりますか？

答え 会社の経理処理の上で、消費税に関し、税抜方式を取っている場合、飲食代は一人当たり 5,000円となり、交際費となりません。
しかし、税込方式を採用している場合は、交際費となります。

消費税に関する経理処理方式により、違いが出てきます。

問7 ゴルフ大会を催した際の、飲食代も一人当たり 5,000円以下なら
交際費から除いても宜しいですか？

答え この場合の飲食代は、ゴルフと一体のものに見なされますので、交際費となります。

問8 お得意さんの行事に際して、弁当(一個 4,500円)を差入れました。
これは交際費になりますか？

答え 「飲食その他これに類する行為のために要する費用として支出する金額・・・」で一人当たり 5,000円以下なら交際費としないのです。
この場合 「・・・これに類する行為のために要する費用として支出する金額・・・」に当たりますので、交際費としなくとも結構です。ただし、飲食物の詰め合わせなどを贈ると、当然 交際費です。

問9 会議に際し、飲食費が一人当たり 5,000円を越えてしまいました。
交際費になりますか？

答え 会議に関連して、茶菓、弁当その他の飲食物を供与するために通常要する費用は、飲食費が一人当たり 5,000円を越えても、その費用が通常要する費用と認められるかぎり、交際費に該当しません。

従来、交際費に該当していた飲食費のうち、一人当たり 5,000円以下のものを、交際費から除外するのです。(除く社内飲食費)
今回の改正は

問10 一人当たり 5,000円以下の飲食費を交際費から除外する要件として、一定の事項を記載した書類の保存が必要です。
記載事項は？

答え このような事を盛り込めばよいでしょう。

相手先

** (株) ++部 ○○部長他 3名 得意先

当社

○○○部長他 2名